



委託業務入札を下記のとおり実施する。

令和8年4月20日

本山町長 澤田 和廣



記

1. 件名

令和8年度 本山町空家等実態調査業務

2. 入札の方法

一般競争入札

3. 入札日時及び場所

令和8年5月13日(水) 14時00分より 本山町役場3階議場

4. 仕様書の公示

令和8年4月20日(月) から本山町政策企画課において閲覧

5. 入札金額の記載方法

(1) 通貨の単位は円とし、小数点以下の金額の記載は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) 本山町の令和8年度競争入札参加資格登録名簿に登録されている者。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規程に該当しない者。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者(再生手続開始の決定を受けた者を除く)であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者(更生手続開始の決定を受けた者を除く)であること。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

②暴力団員(暴力団の構成員をいう。以下同じ。)

③暴力団もしくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者。

#### 7. 質疑について

入札に関して疑義がある場合は質疑書に質疑内容を記入の上、本山町政策企画課へ郵送又は持参、電子メールにて提出すること。

(1) 質疑提出期間 令和8年5月7日(木) 17時まで

(2) 質疑提出先 〒781-3692 本山町本山 636 番地 本山町政策企画課

E-Mail koryu@town.motoyama.lg.jp

(3) 質疑回答日 令和8年5月11日(月)までに質疑者に対し、電子メールで回答する。

#### 8. 入札保証金

免除

#### 9. 入札金額の記載方法

(1) 通貨の単位は円とし、小数点以下の金額の記載は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 10. その他の入札必要事項

(1) 代理人又は副代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書へ本人の記名とともに代理人又は副代理人が記名、押印すること。

(2) 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え、又は撤回をすることはできない。

(3) 予定価格以内の入札をした者がいないときは、ただちに再度の入札を行う。

(4) 予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。

(5) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

#### 11. 異議の申し立て

入札に参加した者は、入札後は施行令、本山町契約規則、仕様書、現場等についての不明を理由として申し立てることができない。